

提案基準 G 第二種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物及び墓園に必要不可欠な建築物

市街化調整区域に存し、又は建設する第二種特定工作物以外の運動・レジャー施設である工作物又は墓園（以下「施設」という。）に必要不可欠な建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

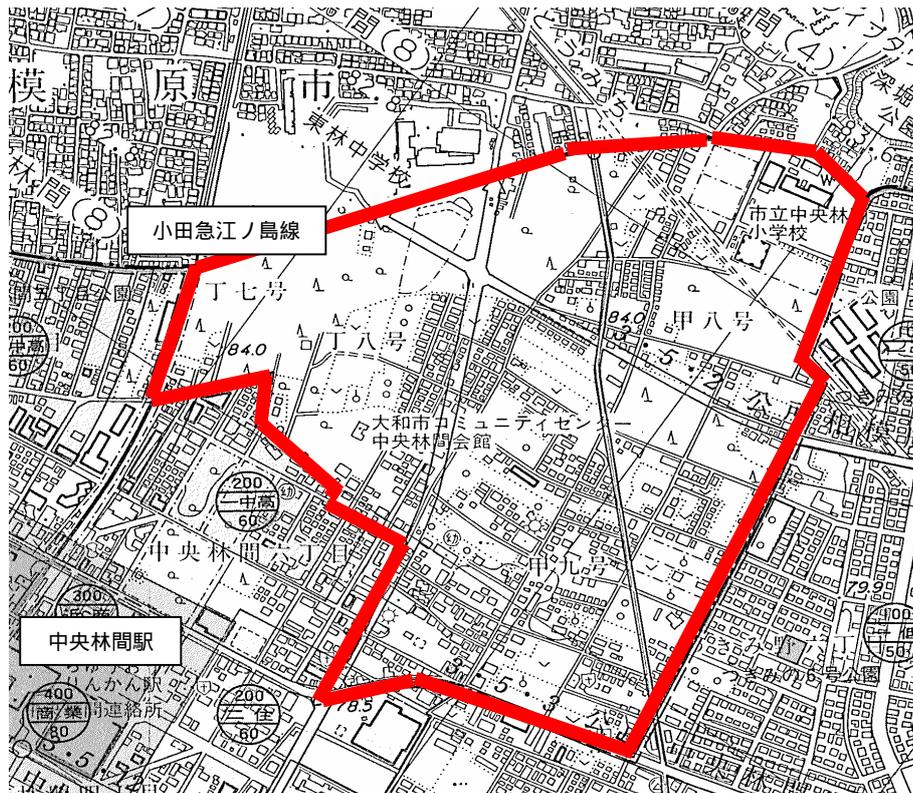
- 1．当該建築物の用途は、当該施設と密接な関連を有するものであって、当該施設の利用上直接的に付随し、必要不可欠と認められること。
- 2．当該建築物は、原則として当該施設の区域内にあること。ただし、当該施設の利用方法及び当該土地の状況を勘案して、やむを得ないと認められる場合は、これに隣接する土地を含む。
- 3．当該建築物の敷地面積は、原則として当該施設面積の4%以内であること
- 4．墓園にあっては、本市の土地利用計画に支障のある区域を含まないこと。
- 5．当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

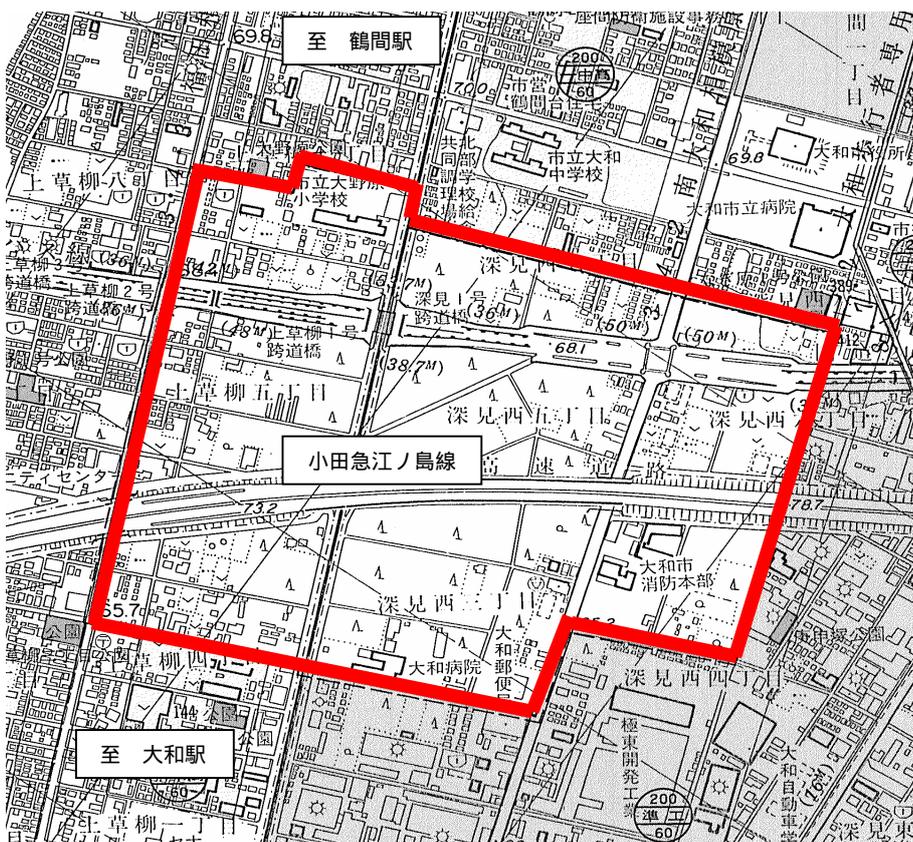
- (1) 開発区域は、当該建築物の敷地及び公共施設用地（道路等）とする。
- (2) 墓園には、ペット霊園も含むものとする。
- (3) 基準4の「支障のある区域」とは、【別図1】に定めた区域内であるものとする。

提案基準 G

【別図1】



[内山地区]



[中央森林地区]